

R4年度運営指導指摘事項について

令和5年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

◆ 負担割合の記載不備に係る指摘

指摘

料金表や重要事項説明書、運営規定などで、「1割負担割合の場合の料金」のみが記載となっている。
「所得状況に応じて、2割・3割りになる」などの注釈も記載されていない。

指導事例

下記の方法を参考にして訂正をしてください。

- ・2割負担・3割負担の金額を記載する
- ・「1割の料金の場合」や「2割・3割の場合の金額が異なる」旨の注釈を入れる

介護保険制度ができた当時は、全員一律で1割負担でしたが、平成27年、平成30年の介護報酬改定で2割、3割の対象者が出てきました。
利用者の方に誤解のないよう内容を訂正してください。

◆ 利用料金の誤り

指摘

重要事項説明書の利用料金表において、「要支援2」及び「看取り看護加算」、「要介護3」の金額に誤りがある

指導事例

重要事項説明書の利用料金の規定を、基準告示の規定に準じて訂正すること

介護報酬は、国が定めた「介護給付日単位数表」によりサービスごとに「単位数」で定められた公定価格です。

書籍等も参考にしながら、適切な介護給付に努めてください。

◆ 記録の保存年限の誤り・記録の未作成

指摘

- ①運営規定・重要事項説明書・契約書などで、記録の保存年限が「2年間」となっていた。
- ②サービス提供記録を、書面などに記録していない
- ③訪問看護報告書に、訪問日の記載がない

指導事例

- ①日向市条例では、記録の保存年限は「5年間」となっています。
誤りのある書類の訂正をお願いします。
- ②サービスの提供日、具体的サービス内容などを書面などに記録してください。
- ③サービス提供日がわかるよう、日付を記録すること

記録の整備（市条例第42条第1項・第2項）

「その完結の日から5年間保存」

※ 「その完結の日」とは

個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものである。

◆ 身体拘束適正化に係る措置の不備

指摘

身体拘束適正化に係る次の取組がされていない。

- ①身体拘束適正化のための指針に、「身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」が定められていない
- ②身体拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催していない
また、介護従業者等に周知されていない
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない

指導事例

- ①身体拘束適正化のための指針に、「身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」を盛り込むこと
- ②身体拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催し、介護従業者等に周知徹底すること
- ③研修を定期的実施し、新規採用時には必ず研修を実施すること
- ④運営指導の翌月から、改善報告の提出がされて、改善が認められた月までの間、減算を行う

◆ 設備の不備・利用区画の変更

指摘

- ①消火器が設置されていない
- ②市へ届出のある平面図と異なる利用をしていた
平面図で「相談室」となっている区画を、「居宅介護支援事業所」として利用

指導事例

- ①消火器を設置し、職員全員が設置場所を把握できるよう周知してください。
- ②区画の利用を改め、変更届などの必要書類を提出すること
また、相談室を新たに用意するまでの間、パーティションやつい立てを利用し、相談者の個人情報漏洩しないよう留意すること。

消防法関係法律で設置義務のない施設であっても、事業所指定の際に、非常災害設備等として、市へ届出ている場合があります。
市へ届出を提出している場合は、設置するようお願いします。

◆ 介護報酬加算の要件不適合

指摘

科学的介護推進体制加算や栄養アセスメント加算において、下記の要件を満たしていない

- ①科学的介護情報システム(LIFE)を登録しておらず、厚労省へ情報を提供していない
- ②科学的介護情報システム(LIFE)から、フィードバック情報をダウンロードしていない

指導事例

- ①加算不適合による加算取下げ、
- ②フィードバック情報を活用した体制を整えること

科学的介護情報システムとは…

介護施設・事業所において記録する「利用者の状態」や「ケアの計画・内容」のデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用したPDCAサイクルが進むことで、日々のケアが継続的に改善すること、また、科学的根拠に基づく介護の実践につながることを期待されています(科学的根拠に基づいた質の高いケア)。

◆ 暴力団排除の規定なし

指摘

事業所運営規定に暴力団排除についての規定がない

指導事例

下記の例を参考に、事業所運営規定に暴力団排除に関する規定を追加すること

(暴力団排除)

第〇〇条 事業所は、日向市暴力団排除条例(平成 23 年日向市条例第 23 号)第5条、第9条及び第 10 条の規定に基づく暴力団、暴力団員及び暴力団関係者を事業の運営から排除する取組を遵守しなければならない。

2 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第59条の12(運営規定)

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(略)

(11) 暴力団等を排除する規定

◆ 職員研修の計画や記録がない

指摘

職員研修の年間計画書や実施記録が存在せず、研修の記録を確保しているか確認できない。

指導事例

計画的に研修を受けさせるため、研修計画を立て、研修資料等を実施記録として保存すること。事業所内で研修の内容を共有し、事業所内従業員の資質向上を図ること。

外部から講師を招き研修を行ったり、職員の持ち回りで研修を行う事業所もありました。資質向上を図るだけでなく、自身の将来を意識して「知る」「できる」を増やし、キャリアアップを図る機会になると思います。

日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第59条の13第3項、第123条第3項など
介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

◆ 福祉用具が必要な人に費用負担を求めていた

指摘

グループホーム利用者で、福祉用具(車椅子・寝具等)が必要とされた利用者に対して、利用者が施設の福祉用具を利用する際に、費用負担を求めていた。

指導事例

アセスメントの結果、福祉用具が必要と認められる場合に、利用者に負担を求めないこと。重要事項説明書等の訂正と、関連通知の内容を職員全員に周知すること。

グループホーム入居者の場合は、認知症の状態にある方が共同で生活する場であること、福祉用具レンタルについては介護保険の適用が認められていないことから、生活を行う上で必要となる福祉用具や一般的な寝具等については、原則として、事業所の負担で準備して下さい。

(主な福祉用具の例)

・車イス・歩行器・ポータブルトイレ・認知症徘徊感知機器・手すり等

(主な寝具の例)

・特殊寝台・マットレス・布団・シーツ・枕等

◆ 福祉用具が必要な人に費用負担を求めていた

不適切な取り扱いの例

- ・事業所が福祉用具等を準備せず、入居者に福祉用具等の購入を求めること。
- ・事業所が福祉用具等を準備し、毎月、使用料を利用者に請求すること。
- ・在宅生活時に福祉用具貸与を利用していた者の入居に際し、事業所に当該福祉用具がないこと、準備ができないこと等を理由に入居を断ること。
- ・事業所が入居者から福祉用具等の使用料を徴収する形態でなくとも、入居者と福祉用具業者間で直接契約等を行わせるなどして、当該福祉用具等の費用を入居者に負担させること。

また、一般的な仕様の福祉用具等でなくとも計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、入居者の処遇上必要であってケアプランに位置付けられるものについては同様の扱いとなります。

例外的な扱い

- ・計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、入居者に必要とされるよりも高機能を有する福祉用具等、特殊な福祉用具等を入居者が希望する場合。
- ・事業所が入居者に対して必要と判断し、福祉用具等を準備しているにもかかわらず、入居者の好みで別製品の福祉用具等の利用を希望する場合。

福祉用具の費用負担について、入居者等と協議する際は、記録等の整備をお願いします。

◆ 福祉用具が必要な人に費用負担を求めていた

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第99条 第2項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について

第3の五の4の(6)の②

同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。

◆ 入居時に、急変時等における意思確認を行っていない

指摘

看取り加算などを適用した事業所において、入居の際に、「急変時や終末期における医療等に関する意思確認書」による意思確認を行っていない入居者がいる。
どのような意思確認をしたかわからない入居者がいる。

指導事例

入居の際に、看取りに関する指針や意思確認書の説明を行い、意思確認を行ったうえで、同意を得ること。どのような意思確認を行ったか、介護記録等に記録すること。

厚生労働大臣が定める施設基準

看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者・家族等の理解が得られるよう継続的な説明に努め、また、施設内で看取りに関する方針が職員全員に周知・理解され受け入れられることが重要です。